

学校福祉について

焼津市教育委員会 学校教育課

1 学校福祉とは

(1) 背景

学校の教員は、日々の子どもの様子の観察を通じて、家庭環境の問題に比較的気付きやすい立場にあります。しかし、一方で、家庭や子どもの育ちをめぐる問題は、複雑化、多様化し、子どもにとって望ましい家庭環境に向けての支援を行うには、専門的なスキルが求められるようになってきました。

また、問題を抱える家庭の保護者は、日常的にストレス等を抱え、子どもへ上手にかかわれなくなるため、子どもが落ち着いて学校生活を送ることができなかつたり、不登校傾向になったりする状況も見られます。

そこで、学校教育課内に学校福祉支援室を設置し、スクールソーシャルワーカーなどの専門職やこども相談センターなどの専門機関と緊密に連携したり、民生委員など地域の皆さんとともに家庭訪問したりするなど、家庭・子どもへの総合的な支援を行うことができるよう、支援体制の充実を図っていきます。

(2) どのように行うのか

学校からの相談を受け、学校教育課の学校福祉担当を中心として、教員OBやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の困り感に寄り添い、家庭を訪問して個別の相談に対応したり、専門機関につなげたりします。

(3) 学校福祉の目的と役割

学校福祉は、学校が支援を行うことに困難を抱えている家庭に対し、保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていくことを目的としています。具体的には、学校から相談のあった保護者の話を聴くことによる家庭教育に関する悩みや不安の解消、不登校を含む専門的な対応が必要な問題に対しては専門機関の支援につなげたり、保護者が必要とする情報を提供したりすることなどが役割となります。

(4) 具体的な取組の内容

① 学校からの相談への対応

学校からの相談を受け、関係者によるケース会議を実施し、支援方法を検討します。決定した支援方法により、家庭支援を実施します。

② 保護者に対する情報提供

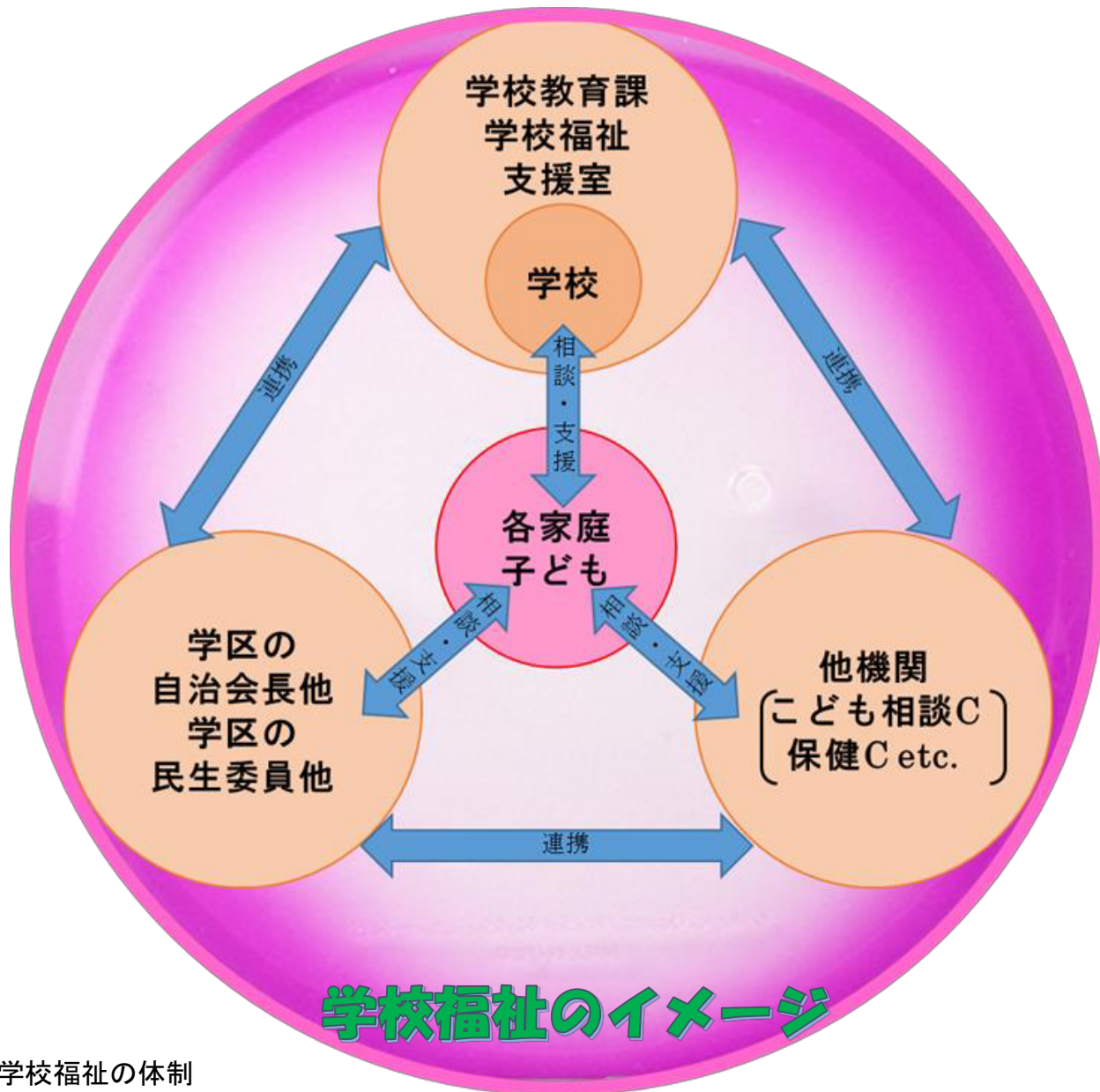
子育てや家庭教育及び福祉サービスに関する様々な情報を保護者に提供します。保護者を対象とした学習機会や交流の場の提供に関する情報や、困り感に対応するための福祉サービスなどの情報を提供し、保護者の参加を促すことで孤立した家庭を地域につなげていきます。

③ 専門機関への橋渡し

①や②の取組では対応できない専門的な対応が必要なケースについては、中途半端な対応がかえって問題を深刻化させることもあります。したがって、このようなケースについては、問題に応じた専門機関と情報を共有し、支援をつないでいきます。

(5) 専門的な対応が必要なケースへの対応

家庭が抱える問題には、家庭教育に関することにとどまらず、不登校やいじめ、非行などの専門的な対応が必要なケースや、児童虐待や生活問題への支援など福祉分野の支援が必要なケース、保健や医療などの分野の支援が必要なケース、これらの複合的な支援が必要なケースなど、より専門的な対応が必要なケースに遭遇することがあります。そのため、ケースに応じた専門機関と情報を共有し、支援をつないでいきます。



2. 学校福祉の体制

(1) 学校教育課内への「学校福祉支援室」の設置

① 職員構成

- ・学校福祉支援室 主席指導主事（教員から・室長を兼務）
- ・学校福祉支援室 指導主事（教員から）
- ・学校福祉支援室 主査（福祉から）

② 課内での連携

生徒指導担当指導主事や、教育センターと常に情報交換を行うことにより、スクー

ルソーソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携、適応指導教室等との連携がスムーズに行われるようにします。

(2) 関係機関との連携の仕組みづくり

① 学校との連携

学校教育課の学校福祉支援室が、学校からの情報提供の窓口となり、必要な情報については、他機関へつなげることにより、学校が複数の機関に連絡を行うことなく、情報共有ができるようにします。

② 保健・福祉との連携

家庭訪問を通じて、保健・福祉分野の支援が必要と思われるに至ったケースについては、各分野の専門機関への橋渡しがスムーズに行えるよう、要保護児童対策協議会や日常的な情報交換により、連携を図ります。

3. 学校福祉の実際

(1) 活動の流れ

① 支援の必要な家庭の発見

主に学校からの相談により、支援を開始します。また、地域の民生委員や保健・福祉など他機関からの情報提供により、支援を開始することも考えられます。

② 情報収集・ケース会議による事前評価（アセスメント）

家庭訪問を行う前に、当該家庭の保護者や子供の抱えている課題やニーズについて、情報を収集し、状況把握を行います。その情報をもとに関係者でケース会議を開き、当該家庭の内外の環境の安全やリスク要因の確認も行うと共に、個別課題に応じてどのような支援が必要か事前評価（アセスメント）を行い、その結果に応じた効果的な支援計画を立案します。

③ 家庭訪問（＝支援の実行）

家庭訪問を行う場合、訪問するチーム員の選定など訪問体制を決定します。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや民生委員、保健・福祉機関等の専門職と一緒に訪問することも検討します。

④ 訪問後の振り返り

訪問を行った後、課内で情報を共有するとともに、必要に応じて他の機関にも参画してもらいケースの検討を行い、次回の対応方針を決定します。

(2) 活動の「出口」

家庭に対する訪問支援を行う場合には、家庭教育における保護者の主体性の形成につながるような支援活動によって保護者の自立を目指すか、または、より専門的な支援につなげるための橋渡しを行うかのいずれかを念頭に置いて支援方針を立てます。

① 課題が軽微なケース

保護者が子供のしつけ等に不安を持っていて相談できる相手がないといったような、課題が軽微なケースであれば、子育て経験を有する民生委員等が保護者の話を聴き、求めに応じて情報提供や助言をするなど、不安の解消を目指します。また、孤立感が強い保護者であれば、社会教育課等が開催している家庭教育学級等の学びの場や、保護者同士あるいは親子の交流の場（居場所）への参画を促し、孤立感の解消に

つなげます。

② 課題が深刻なケース

家庭訪問の結果、深刻な課題が発見され、学校福祉支援室による相談対応等の活動のみでは不十分と判断される場合には、各ケースに応じて必要な専門機関に橋渡しを行い、支援をつないでいきます。例えば、不登校などであれば、適応指導教室やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門職につなぐことで、解決の方向性をさぐります。また、児童虐待の恐れがある場合には、速やかにこども相談センターや児童相談所等に通告を行います。生活に問題を抱えている場合には、福祉事務所や自立相談支援機関等につなぎます。課題を抱えた家庭の場合、保護者と子供の双方が課題を抱えていることもあります。このような場合、関係機関間の連携による総合的な支援を行っていきます。

4. 具体的な事業及び予想される事例

(1) 不登校家庭訪問相談事業「はじめの一步」(仮)の実施

- ・事業へ、本人または保護者から申し込みをしてもらい、訪問支援を始める。
 - ・事業についての説明や、申し込みの勧めは、学校が行う。難しい場合は学校福祉チームが行う。
 - ・初回面談については、保護者が足を運べるようであれば、来庁してもらい、対象となる子どもの性格、趣味、興味、得意なことや成育に関すること、不登校の要因となることなどを聞き取る。
 - ・学校からの情報と保護者から聞き取った話をもとにケース会議で、支援方針を決める。
 - ・訪問は、2名以上で行い、原則、子どもと保護者は別々に話を聞くようにする。
 - ・事業の流れ(例)
 - 4月 校長会での事業内容の説明
 - 5月 市教頭研修会で、支援対象家庭調査の依頼
 - 5～6月 各学校において担任、生徒指導主事、不登校支援担当教諭、養護教諭等から児童・生徒に関するヒアリングを行う。
 - 7月 第1回支援会議にて支援対象家庭の選定 各学校において、支援家庭に事業の説明をし、申し込みを進める
 - 8月 決定した支援対象家庭について、ケース会議を行う
 - 9月～ 訪問開始
 - 1月 SSW及びSCによる指導・助言①
 - 2月 SSW及びSCによる指導・助言②
 - 3月 最終支援会議で、継続支援か終了かの判断をし、報告
- ※実際の対応は、状況に応じ、臨機応変に行う

(2) 子どもの学校生活充実訪問相談事業「ささえて一步」「いっしょに一步」(仮)の実施

①経済的な問題を抱える家庭への支援「ささえて一步」(仮)

- ・学校諸会費等の滞納など経済的な問題で困っている家庭に、学校から教育委員会へ

相談するよう促してもらおう。

- ・教育委員会へ、家庭から連絡があれば相談受付ケースとして扱う。
- ・家庭から教育委員会へは連絡はないが、学校から相談のあった家庭へは、電話連絡を取り、家庭訪問の日時を調整。連絡調整ができない場合は、そのまま訪問することもある。
- ・保護者の相談に乗り、福祉関係で行っている様々なサポートや就学援助等の情報を提供し、経済的な問題の解決に結びつくよう支援する。

②様々な困り感から学校生活に不安を感じている家庭への支援「いっしょに一歩」(仮)

- ・家庭から学校へ相談があったケースで、学校で対応困難な場合、学校から教育委員会へ相談するよう促してもらおう。
- ・教育委員会へ、家庭から連絡があれば相談受付ケースとして扱う。
- ・家庭から教育委員会へは連絡はないが、学校から相談のあった家庭へは、電話連絡を取り、家庭訪問の日時を調整。連絡調整ができない場合は、そのまま訪問することもある。
- ・学校で家庭と相談の面談を行う場合で、学校だけでは解決困難と思われるケースについては、そこへ同席し、今後は学校福祉チームが対応することを知らせる。
- ・家庭訪問を実施し、保護者の話に傾聴すると共に、保護者が何に困っているのかを明らかにし、必要な機関と連携しながら支援を行う。

参考：文部科学省「訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き」H28年3月